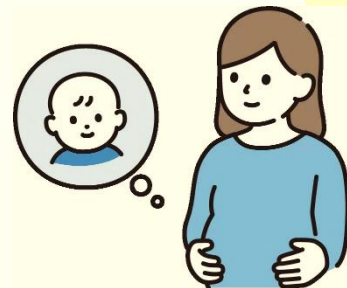


# ❀ 愛別町不妊治療等助成事業のご案内 ❀

愛別町では、こどもを望む方の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用の特定不妊治療と併用して実施した先進医療の治療費および交通費の一部を助成しています。

対象となる治療内容は、厚生労働省にて先進医療技術として公表されたものになります。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。



## ●対象となる方

- ・ 先進不妊治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満
- ・ 夫婦のいずれかが愛別町に住所を有する方
- ・ 婚姻をしている夫婦（事実婚関係にある方も含む）
- ・ 町税等の滞納がないこと

## ●助成内容

### <治療費>

- ・ 治療期間の初日における妻の年齢：40 歳未満であるときは通算 6 回  
40 歳以上であるときは通算 3 回
- ・ 1 回の治療に対して 35,000 円を限度とする

### <交通費>

- ・ 住民登録のある自宅から医療機関まで片道 25 km<sup>※1</sup> を超える場合に限る
- ・ 1 回の治療に対して 5 回を限度とする

※1 距離数で助成額が異なります。距離区分は別表参照

## ●申請に必要な書類（①～④は共通して必要な書類です）

①	愛別町不妊治療費等助成事業申請書	窓口、町のホームページからダウンロード
②	愛別町不妊治療費等助成事業受診等証明書	窓口、町のホームページからダウンロード 医療機関で作成してもらう用紙
③	住民票謄本	記載事項（個人番号を除く。）を省略していない 発行日から 3 か月以内のもの
④	検査・治療費の領収書	領収書と明細書（紛失等で確認できない場合は受付できません）
⑤	その他確認に必要な書類	事実婚の場合：申立書、両人の戸籍謄本 2 子以降の治療の場合 <sup>※2</sup> ：前の子の戸籍謄本 申請者と振込先口座が異なる場合：委任状 <small>※2 以前に不妊治療の助成対象となった子がいる場合</small>
⑥	交通費	経路がわかる書類（GoogleMap 等） 公共交通機関を利用された際の領収書等

## ●申請期限

1 回の検査・治療の終了日の翌日から 60 日以内